

平成19年3月1日 開会
平成19年3月29日 閉会
(平成19年第1回定例会)

南丹市議会会議録

南丹市議会事務局

南丹市告示第27号

平成19年第1回（3月）南丹市議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年2月22日

南丹市長 佐々木稔納

記

1. 期 日 平成19年3月1日

2. 場 所 南丹市議会議場

○開会日に応招した議員

| | | |
|---------|---------|-----------|
| 仲 絹 枝 | 大 西 一 三 | 高 野 美 好 |
| 森 為 次 | 川 勝 眞 一 | 末 武 徹 |
| 橋 本 尊 文 | 仲 村 学 | 中 川 幸 朗 |
| 小 中 昭 | 川 勝 儀 昭 | 藤 井 日 出 夫 |
| 矢 野 康 弘 | 森 嘉 三 | 外 田 誠 |
| 中 井 榮 樹 | 西 村 則 夫 | 井 尻 治 |
| 村 田 憲 一 | 松 尾 武 治 | 八 木 眞 |
| 谷 義 治 | 吉 田 繁 治 | 村 田 正 夫 |
| 高 橋 芳 治 | | |

○応招しなかった議員

な し

平成19年第1回(3月)南丹市議定例会会議録(第1日)

平成19年3月1日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成19年3月1日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第5号から議案第38号まで(提案理由説明)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第5号 南丹市監査委員条例の一部改正について (市長提出)
議案第6号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (市長提出)
議案第8号 南丹市参与設置条例の一部改正について (市長提出)
議案第9号 南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第10号 南丹市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第11号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第12号 南丹市立幼稚園設置条例の一部改正について (市長提出)
議案第13号 南丹市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について (市長提出)
議案第14号 南丹市社会体育施設条例の一部改正について (市長提出)
議案第15号 南丹市立保育所条例の一部改正について (市長提出)
議案第16号 南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第17号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について (市長提出)
議案第18号 南丹市国民健康保険医療費支払資金貸付基金設置条例の制定について (市長提出)

- 議案第19号 南丹市美しいまちづくり条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第20号 南丹市都市公園条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第21号 字の区域及び名称の変更について (市長提出)
- 議案第22号 南丹市道路線の認定について (市長提出)
- 議案第23号 南丹市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定について (市長提出)
- 議案第24号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更について (市長提出)
- 議案第25号 亀岡市及び南丹市財産区組合規約の変更について (市長提出)
- 議案第26号 京都中部広域消防組合規約の変更について (市長提出)
- 議案第27号 船井郡衛生管理組合規約の変更について (市長提出)
- 議案第28号 平成19年度南丹市一般会計予算 (市長提出)
- 議案第29号 平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第30号 平成19年度南丹市老人保健事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第31号 平成19年度南丹市介護保険事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第32号 平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第33号 平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第34号 平成19年度南丹市下水道事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第35号 平成19年度南丹市商品券事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第36号 平成19年度南丹市土地取得事業特別会計予算 (市長提出)
- 議案第37号 平成19年度京都府南丹市上水道事業会計予算 (市長提出)
- 議案第38号 南丹市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について (市長提出)

出席議員（25名）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 仲 絹 枝 | 2番 大 面 一 三 | 3番 高 野 美 好 |
| 4番 森 為 次 | 5番 川 勝 眞 一 | 6番 末 武 徹 |
| 7番 橋 本 尊 文 | 8番 仲 村 学 | 9番 中 川 幸 朗 |
| 10番 小 中 昭 | 11番 川 勝 儀 昭 | 12番 藤 井 日出夫 |
| 13番 矢 野 康 弘 | 14番 森 嘉 三 | 15番 外 田 誠 |
| 17番 中 井 榮 樹 | 18番 面 村 則 夫 | 19番 井 尻 治 |

20番 村田 憲一
23番 谷 義治
26番 高橋 芳治

21番 松尾 武治
24番 吉田 繁治

22番 八木 眞
25番 村田 正夫

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 事務局 長 | 勝山 秀良 | 課長 補佐 | 森 雅克 |
| 係 長 | 西村 和代 | 主 事 | 井上 美由紀 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|-----------|-------------------|---------|
| 市 長 | 佐々木 稔 納 | 助 役 | 仲 村 脩 |
| 助 役 | 岸 上 吉 治 | 教 育 長 | 牧 野 修 |
| 参 与 | 國 府 正 典 | 参 与 | 浅 野 敏 昭 |
| 参 与 | 中 島 三 夫 | 総 務 部 長 | 塩 貝 悟 |
| 福 祉 部 長 | 永 塚 則 昭 | 事 業 部 長 | 松 田 清 孝 |
| 福祉事務所長 | 永 口 茂 治 | 水道事業所長 | 井 上 修 男 |
| 教 育 次 長 | 東 野 裕 和 | 総務財政課長 | 伊 藤 泰 行 |
| 企画情報課長 | 小 寺 貞 明 | 監 理 課 長 | 井 上 秀 雄 |
| 税 務 課 長 | 橋 本 早百合 | 合 併 調 整 室 長 | 大 野 光 博 |
| 市 民 課 長 | 吉 田 進 | 健 康 課 長 | 大 内 早 苗 |
| 土木建築課長 | 川 勝 芳 憲 | 都 市 計 画 課 長 | 西 岡 克 己 |
| 農林商工課長 | 神 田 衛 | 上 水 道 課 長 | 寺 尾 吾 朗 |
| 下 水 道 課 長 | 栃 下 孝 夫 | 教 育 総 務 課 長 | 榎 本 泰 文 |
| 学校教育課長 | 勝 山 美 恵 子 | 社 会 教 育 課 長 | 波 部 敏 和 |
| 出 納 課 長 | 寺 尾 眞 知 子 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 川 辺 清 史 |
| 園部支所長職務代理者 | 山 内 明 | | |
| 園部支所地域総務課長 | | | |

午前10時00分開会

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

これより、平成19年第1回南丹市議会3月定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

まず、閉会中の議員辞職許可の報告をいたします。去る2月27日、片山誠治君から2月28日をもって、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたので報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告並びに同法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告がまいっており、写しを手元に配布しておきましたので、お調べおき願います。

また、本定例会における理事者出席要求につきましては、お手元配布の文書のとおり要求しておきましたので、ご覧おき願います。

以上で、報告終わります。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、7番、橋本尊文議員、19番、井尻治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 芳治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日より3月29日までの29日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めて、さよう決します。

日程第3 議案第5号から議案第38号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第3「議案第5号から議案第38号まで」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

本日ここに、平成19年3月南丹市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さま方ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。日ごろは南丹市行政の推進に格別のご理解、ご尽力をいただき、心からお礼を申し上げる次第でございます。

さて、南丹市が昨年1月1日合併、発足いたしまして、議員各位をはじめ市民の皆さま

ま方のご支援、ご協力のおかげをもちまして、1年を経過することができ、去る1月20日には「合併1周年記念式典」を挙げていただきました。誠にありがとうございました。

平成19年度の国の予算は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示されましたように、今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算と位置づけて、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出抑制、所管を超えた予算配分の重点化・効率化を実施し、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額においても極力抑制される中で、一般会計予算は8兆2,088億円で前年度対比4%の伸びとなっております。一方、地方財政対策につきましては、地方財政計画の規模が8兆3,261億円で前年度より2兆47億円でわずかな減少となり、6年連続の減少であります。地方単独事業も14.9%削減、地方交付税は総額1兆5,027億円で4.4%減となっております。さらに地方分権改革法案をふまえて、「新分権一括法案」の3年以内の国会提出に向けて検討を進めるとともに、国の関与する国庫補助負担金の縮小・廃止、地方交付税・国庫補助負担金の見直しと税源移譲を含めた税源配分の見直し、そして過疎・中山間地域に不利な「新型交付税の導入」による地方交付税改革、また地方独自のプロジェクトを自ら考え取り組む自治体に対し、「頑張る地方応援プログラム」の実施を一体的に実施するとともに、歳入歳出一体改革を推進することといたしており、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるのが現状であります。このように国・地方とも相変わらず厳しい財政状況ではありますが、南丹市におきましては合併2年目を迎え、新たなまちづくりを進めるため、新市建設計画に掲げられております「交流と連携により、こころふれあうぬくもりのあるまちづくり」「健康で安心して暮らせるまちづくり」「ふるさとに誇りをもち、未来に希望のもてるまちづくり」の基本理念を基として『ふるさとに誇りと希望をもち、安心して暮らせる“ぬくもりのあるまち”』『農村にもう一度ひとが住み、若者が定住できる環境づくり』を目指して、南丹市の基礎づくりにまい進してまいり所存であります。

それでは、19年度の施策の概要を申し上げ、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

まず、「市民の交流を加速させる情報通信基盤・交通基盤の整備」といたしまして、地域情報網の整備や各分野における情報化を積極的に推進することは、市民生活の利便性の向上、行政サービスの高度化・効率化を図ることが可能となり、特に年齢・性別・障害の有無、あるいは時間や地理的条件にかかわらず、快適な社会生活を実現し、社会参加の機会を拡大、豊かなまちづくりに不可欠であります。昨年度に引き続き、美山・日吉・八木町各地域においてCATV地域情報基盤整備の伝送路整備や引込工事、携帯電話の不通区域における移動通信鉄塔施設整備、地域に連絡する市道の新設改良・維持管理事業の整備に取り組んでまいります。市街地におきましても引き続き都市計画街路の整備に取り組んでまいります。地域を結ぶ交通網の整備につきましては、JR山陰本

線複線化の早期完成に向けまして、引き続き財政負担を行います。また、市内のバス路線網の充実につきましてもバス運行会計への繰り出しやコミュニティバス等の運行業務委託、また、補助を行ってまいりたいと存ずる次第であります。

「次代を担う子供たちがこころ豊かに育つ環境整備」といたしましては、継続事業で行っております五ヶ荘小学校との統合に伴います殿田小学校改築事業を本年も引き続き行い、早期完成を目指してまいります。乳幼児教育や幼児保育を保障するために、園部幼稚園の定員増加による施設整備やみやま保育所の施設整備、少子化に対応し、安心して出産し、すこやかに子育てを支えるすこやか子育て医療給付、すこやか手当などの支援策を引き続き推進してまいります。

また、「地域の核となる市街地形勢・住環境の整備」としましては、園部町の中心市街地であります本町土地区画整理事業の継続、そして園部町で整備を進めております園部公園拡張事業の継続など、園部・八木町地域における区画整理や都市公園の整備をはじめ、美山町地域における中核施設の整備に取り組んでまいります。

「健康で生き生きと安心して暮らせる環境づくり」としては、まず、高齢者対策として日吉町内の高齢者介護福祉施設はぎの里のユニット化整備に係ります地域介護・福祉空間整備事業に助成を行い、障害者対策に係ります自立支援制度に係る利用者の負担軽減制度を継続して実施してまいります。一人親対策といたしましては、母子家庭の皆さんが自立に取り組んでいただくために、支援をしてまいります。災害対策につきましても、計画的に防災体制の充実に努めているところでございますが、平成19年度も耐震性貯水槽の新設、また小型動力ポンプの更新を進めるとともに、地域自主防災組織の拡大と支援に取り組んでまいります。市内各地で開催されます各種イベントの開催を支援するため、本年度も支援を行ってまいります。

次に、「高品質な産業により躍動する環境づくり」につきましても、地域を結び、京野菜などの特産品の販売促進に貢献します広域農道の整備を緑資源機構で取り組んでいただいておりますが、本年度も整備事業に係ります事業費を負担してまいり、早期の完成に向けまして取り組むとともに、農業法人等の規模拡大に対する支援、南丹市農業振興地域整備計画の策定を行ってまいります。また、山林の維持管理を進めるため、林道の開設等を進め、農林業の振興を図ってまいりたいと考えております。また由良川、上桂川、大堰川の種苗放流など内水面漁業の振興にも引き続き取り組んでまいり所存でございます。京都新光悦村の企業進出、また企業誘致に係りますジャトコなどに対する工場誘致事業奨励事業を行い、地域における雇用の充実にも取り組んでまいりたいとも考えております。

次に、「みんなが主体となる町」につきましても、市民主権の行政は、市民の皆さん方の思いを行政に伝えていただくことから始まると考えております。私をはじめ市の職員ができるだけ多くの市民の皆さま方から直接ご意見、ご要望をお聴きする機会を持ちたいと考えており、市役所においてもそれに対応できる行政組織や職員配置等も検討し

てまいりたいと考えておるところでございます。次に、児童や高齢者虐待が社会問題となっており、また、様々な差別や偏見が残されている状況を見つめ、人権が尊重され、市民一人ひとりが人間としての尊厳が守られるまちづくりを市民の皆さま方とともに取り組んでまいります。

以上、平成19年度の主な施策を申し上げましたが、きわめて厳しい財政状況の中で限られた財源の中で新規事業を抑制し、重点配分と経常支出の効率化を図り、「合併効果を市民の満足に高める予算」と位置づけて編成いたしましたところです。私は、大変厳しい行財政運営の中ではございますが、自らを律し、市長としての職責を果たすべく、全力を尽くす覚悟でおります。また、この厳しい財政状況を職員一人ひとりが十分認識をし、健全財政の推進、維持を基本として、これまで以上に既存事業に対しても徹底した見直しを行い、市民の暮らしを守り、住みよいまちづくりに努め、市民の要望に応じてまいり所存であります。また、現在策定を進めております「南丹市総合振興計画」や「行政改革推進計画」などを基本として、19年度より実施可能なものは早期に取り組むとともに、財源の確保を強力に推し進めてまいり所存であります。議員各位をはじめ、市民の皆さまの格別のご理解をお願い申し上げまして、平成19年度の施政の概要説明とさせていただきます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第5号から議案第38号の議決を求める件について、説明を申し上げます。

まず、議案第5号、南丹市監査委員条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、監査委員の定数が法に明記されたことにより、本条例第2条の定数を定める条項を削除し、整理するものであります。

次に、議案第6号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、議案第12号で提案しております市立幼稚園の一部廃止、議案第14号で提案しております社会体育施設の追加、議案第15号で提案しております市立保育所の住所表記変更及び議案第20号で提案しております都市公園条例の追加に伴う改正を行うものであります。

次に、議案第7号、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、「地方自治法の一部を改正する法律」が昨年6月7日に公布され、本年4月1日から施行される改正法令に基づきまして「助役」の名称を「副市長」に変更し、「吏員」と「その他の職員」の区分や「事務吏員」と「技術吏員」の区分を廃止して「職員」に改め、また特別職の「収入役」を廃止し、一般職の「会計管理者」を設けるために関係条例を改正するものであります。

次に、議案第8号、南丹市参与設置条例の一部改正について、議案第9号、南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について、及び議案第10号、南丹市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてであります。昨年12月議会で本市の厳しい財政事情等を勘案し、自主的に私並びに助役、参与及び

教育長の給料額を当分の間100分の10減額する特例条例を制定いたしました。特別職報酬等審議会の答申により沿ったものとするべく、当該3条例を改正し、特別職の給料月額を答申額にするとともに、さらに特例措置として、当分の間、自主的に私が100分の5、助役、参与、教育長が100分の3を減額し、議案第7号で説明申し上げました地方自治法の改正により「助役」の名称を「副市長」に改めようとするものであります。

次に、議案第11号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、昨年の人事院勧告に基づき、扶養手当の額を第3子以降も第2子までと同様に6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第12号、南丹市立幼稚園設置条例の一部改正について、及び議案第13号、南丹市立幼稚園預かり保育条例の一部改正についてであります。平成17年度から休園し、園児数の推移を見守りながら園部幼稚園本園一本化で幼児教育を行ってまいりましたが、南丹市立園部幼稚園摩気分園及び西本梅分園について、現在の状況では園児数の大きな増加も見込めないことから、就学前幼児教育施設についても、今後も園部幼稚園本園一本化とし、現在活用できておりません分園跡地施設の有効活用を図ってほしいという地元関係者の要望もあり、保護者並びに関係者のご同意を得て、平成19年3月31日をもって両分園を廃止することに伴い、当2条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号、南丹市社会体育施設条例の一部改正につきましては、園部公園スポーツ広場が完成し、平成19年4月1日から施設の供用を開始し、広く市民の利用に供すること、また、平成19年3月31日をもって南丹市立五ヶ荘小学校の統合に伴い、平成19年4月1日から跡地利用が確定するまでの当分の間、地元要望により運動場並びに体育館を社会体育施設として利用に供することを目的に、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第15号、南丹市立保育所条例の一部改正につきましては、園部保育所及び城南保育所の定員をそれぞれ150人に増員し、併せて城南保育所の住所を改めようとするものであります。

次に、議案第16号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正につきましては、条例及び規則により定めております福祉医療費の支給対象者を条例の中でより明確にするため、条文を改正しようとするものであります。具体的な内容につきましては、従来と変更はなく、該当者のうち、南丹市内の社会福祉施設等へ入所されている本市市民及び市外の社会福祉施設へ入所されております本市市民を支給の対象といたしております。

次に、議案第17号、南丹市国民健康保険条例の一部改正につきましては、「結核予防法」が廃止され「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合されることに伴い、本条例の所要事項の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第18号、南丹市国民健康保険医療費支払資金貸付基金設置条例の制定につきましては、国民健康保険の被保険者のうち、高額な医療費の支払いが困難な方を対象に貸付を行っております京都府国民健康保険団体連合会の制度が平成19年3月31日で廃止される予定でありますので、市独自で制度を設け、資金の貸付を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第19号、南丹市美しいまちづくり条例の一部改正につきましては、市内の環境が損なわれるのを防止するために条文を追加し、また、環境衛生行政の推進にご協力いただく地域委員の名称を改めるとともに、本市の環境保全等に係る施策を総合的、計画的に推進するための「南丹市環境基本計画」を策定することを定めるため、所要事項を改正するものであります。

次に、議案第20号、南丹市都市公園条例の一部改正につきましては、新市街地形成ゾーンとして位置づけ、整備を進めております京都新光悦村の近隣公園であります「健康憩の園」の完成、また、内林町区画整理事業内の街区公園であります「内林町3号公園」の平成19年度中の供用開始及び平成14年度より施工してまいりました園部公園スポーツ広場の平成19年度中の供用開始により、当条例を改正しようとするものであります。また、園部公園水泳プールにつきましては、老朽化により施設の解体を予定していたしておりますので、併せて廃止をしようとするものであります。

次に、議案第21号、字の区域及び名称の変更につきましては、府営ほ場整備事業三俣川地区の南丹市八木町青戸地区における約33haの換地処分を行うため、字の区域名称を変更しようとするものであります。本事業は京都府、亀岡市、旧八木町の行政三者で「三俣川農業水利権問題行政連絡協議会」が組織され、関係6地区の代表者会議、関係農家の準備会で協議が行われました。そのなかで水利権のない実態を同和問題と捉まえ、本問題の解決は行政の責務として、これまでの水利体系を全面的に改める関係地区全体のほ場整備事業が実施されたところであり、今後は、将来にわたり、発足された土地改良区定款の前文を基本とした農業基盤の確立と、関係地域全体の振興が図られるよう願うものであります。

次に、議案第22号、南丹市道路線の認定につきましては「市道長谷八木支線」は、八木町地内において府道長谷八木線の道路新設に伴い、旧府道が京都府から移管されることにより市道認定を行うものであり、また「市道内環状線」は、園部町地内において都市計画街路内環状線の一部区間完了に伴い、市道として認定するものであります。今回の市道認定は、将来の供用開始に先立ち、その区間を認定するものでございます。

次に、議案第23号、南丹市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定につきましては「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、市内の郵便局で行政事務の一部を行えるよう、日本郵政公社と協議し、規約を制定しようとするものであります。

次に、議案第24号、京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数

の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。当広域連合への参加及びその規約につきましては、昨年12月議会において議決いただいたところであります。平成19年3月12日に木津町・加茂町・山城町が合併し、木津川市が発足することにより、構成団体数の変更と規約の改正を行うため、構成市町村の議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号、亀岡市及び南丹市財産区組合規約の変更について、議案第26号、京都中部広域消防組合規約の変更について、議案第27号、船井郡衛生管理組合規約の変更についての3議案につきましては、いずれも「地方自治法の一部を改正する法律」が昨年6月7日に公布されたことに伴い、それぞれの規約における所要事項の改正を行うため、構成市町村の議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号、南丹市議会政務調査費の交付に関する条例の制定につきましては、地方自治法第100条第13項の規定に基づきまして、議員各位の調査研究活動にかかる経費の一部として政務調査費を交付できるよう、条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第28号から議案第37号で上程いただきました平成19年度南丹市一般会計予算をはじめ8特別会計並びに上水道事業会計につきまして、ご説明を申し上げます。

平成19年度南丹市の予算編成につきましては、地方の財政状況、南丹市の財政状況、予算編成の基本方針の3つを柱として取りまとめたものであり、合併後2年目の予算となるため「合併効果を市民の満足に高める予算」と位置づけ、新市全体の一体感の熟成、全体の均衡を図るため、平成18年度予算とほぼ変わらない内容で予算額を確保し、それぞれの地域の特徴や課題に配慮した予算といたしたところであります。しかしながら、厳しい財政状況の中、持続可能な行財政構造の構築に向けた抜本的な改革は不可欠であり、理事者の給与を審議会答申どおりに条例改正を行い、さらに私は5%、助役等の理事者は3%の自主カットとすることといたしております。また、管理職手当のカット、超過勤務手当削減など効率的な行政運営を目指した内容も盛り込んだところでございます。

平成19年度の当初予算規模は、一般会計233億8,200万円、特別会計157億4,780万円、企業会計8億6,956万1,000円となっております。平成18年度当初予算と比較しますと、一般会計は19億2,200万円で9.0%増、特別会計は2億6,650万円、1.7%増、企業会計は2億7,683万7,000円、24.1%減となっております。全会計の総額で比較しますと、19億1,166万3,000円の増となっております。また、昨年度は当初予算が骨格予算であり、6月補正の肉付け後と比較いたしますと、一般会計で前年度比率がマイナス5.1%、特別会計合計比較でプラス1.4%となっております。

それでは、平成19年度南丹市一般会計予算の歳出の主なものについて、「予算に関

する説明書」に沿って、ご説明を申し上げます。

議会費におきましては、2億1,462万5,000円の予算額で議員活動費、議員報酬等を計上いたしております。

総務費におきましては、31億9,784万3,000円の予算額であります。総務管理費では、契約管理システム管理費1,396万3,000円、地域情報基盤整備事業に5億8,438万2,000円、移動通信鉄塔施設整備事業に1億6,602万5,000円、山陰本線複線化整備事業に4億6,920万8,000円を計上いたしております。戸籍住民基本台帳費では、郵便局に諸証明の発行事務を委託する特定事務委託事業に990万円を計上いたしております。選挙費においては、参議院議員選挙並びに京都府議会議員選挙に係ります執行経費など6,760万8,000円の予算計上であります。

民生費におきましては、43億7,707万8,000円の予算額で、社会福祉費では、福祉医療費支給事業に1億4,071万2,000円、乳幼児医療費助成事業に6,856万2,000円、自立支援給付事業に3億5,581万2,000円、後期高齢者医療保険事業に1,995万4,000円の計上であります。児童福祉費では、出産祝金事業に2,298万円、保育所改修事業に7,873万5,000円、生活保護費では生活扶助、医療扶助等の生活保護費支給事業等で5億7,736万7,000円を計上いたしております。

衛生費におきましては、20億8,428万9,000円の予算額であります。保健衛生費では、予防接種事業3,437万9,000円、合併処理浄化槽等設置整備事業に2,755万3,000円、公設民営診療所施設管理助成事業2,666万6,000円の計上であります。清掃費では、ごみの適正な処理経費として、一般廃棄物清掃事業に2億2,639万1,000円、船井郡衛生管理組合負担金6億8,675万円を計上いたしております。

労働費におきましては、2,267万6,000円の予算計上で、シルバー人材センター運営助成事業であります。

農林水産業費につきましては、12億4,302万6,000円の予算額であります。農業費で、緑資源機構営事業に2億8,105万3,000円。林業費では、野生鳥獣被害総合対策事業に5,517万2,000円等の予算計上であります。

商工費におきましては、5億818万6,000円の予算額であり、企業支援事業3億5,219万8,000円等を計上いたしております。

土木費におきましては、39億8,072万5,000円の予算額であります。道路橋りょう費で道路新設改良事業に4億9,948万2,000円、河川費で河川改修事業に2億3,150万円、都市計画費で土地区画整理事業に5億6,030万円、また、下水道事業特別会計繰出金として16億1,053万2,000円を計上いたしております。

消防費では、9億8,021万2,000円の予算額であり、消防水利整備事業に6,940万円、防災施設整備事業に2億1,600万円等の予算計上であります。

教育費におきましては、24億7,000万3,000円の予算額で、教育総務費でスクールバス運行事業7,239万3,000円を。小学校費では小学校改築事業に7億3,265万2,000円の予算計上をいたしております。社会教育費では重伝建地区保存修理補助事業に1,993万8,000円等を計上いたしております。

災害復旧費におきましては、災害発生の際の応急復旧工事に要する経費として2,063万7,000円を計上いたしております。

公債費におきましては、42億5,270万円の予算額であります。長期資金の元金償還金35億9,825万7,000円、償還利子6億5,362万1,000円のほか、一時借入金利子82万2,000円を計上いたしております。

予備費におきましては、3,000万円の予算計上であります。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

市税につきましては、税源移譲による増収を見込み、41億6,632万7,000円を計上いたしております。

地方譲与税につきましては、2億4,000万円を計上いたしております。利子割交付金1,600万円、配当割交付金1,500万円、株式等譲渡所得割交付金1,100万円をそれぞれ前年度実績と地方財政計画からの交付見込みにより、計上をいたしております。地方消費税交付金は3億6,000万円、ゴルフ場利用税交付金は4,000万円、自動車取得税交付金は1億7,100万円、地方特例交付金につきましては2,300万円を、それぞれの前年度実績等からの交付見込みにより、計上いたしております。

地方交付税につきましては、三位一体の改革に伴い、国庫補助負担金の廃止・縮減等の平成19年度の影響額を勘案するとともに、生活保護費の増や地方財政計画の数値を参考にし、86億8,400万円を計上いたしております。

交通安全対策特別交付金につきましては、800万円を計上いたしております。

次に、分担金及び負担金につきましては有線テレビ受益者分担金や保育所保育料などで、2億2,594万1,000円を計上しております。使用料及び手数料につきましては、有線テレビやインターネットサービス、市営住宅などの使用料のほか、戸籍などの手数料をそれぞれの収入見込みにより1億6,845万8,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては国庫負担金で、生活保護費をはじめ自立支援給付費負担金等として7億7,420万円。国庫補助金では合併市町村補助金、安全・安心な学校づくり交付金などに係る補助金として7億8,563万1,000円。国庫委託金では外国人登録事務、基礎年金等事務に対する委託金として709万1,000円。合計15億6,692万2,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、12億8,584万円を計上いたしております。府負担金では、児童手当支給費や国民健康保険基盤安定制度などに係る負担金として1億6,733万5,000円を。府補助金については、情報通信格差是正事業費補助金、老人医療・福祉医療費など福祉事業に対する補助金、元気な地域づくり補助金、森林整備地域活動支援交付金等補助金などとして9億7,510万円を。府委託金では京都府議会議員選挙、参議院議員選挙、府民税徴収事務のほか指定統計調査、府管理河川の維持事業などに係る委託金として1億4,340万5,000円を計上いたしております。

財産収入につきましては財産運用収入として、市有土地建物貸付収入と財政調整基金や減債基金などの運用利子で908万7,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金12億5,000万円、減債基金繰入金6億3,370万円などを合わせて、23億13万7,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金として1億9,000万円を計上いたしております。

諸収入につきましては、地域総合整備資金貸付金償還金や消防団員退職報償金、学校給食保護者負担金など合わせて4億3,578万7,000円を計上いたしております。

市債につきましては、合併特例事業や過疎対策事業、公有林整備事業、地方特定道路整備事業、まちづくり交付金事業など実施事業に係る市債のほか、特別地方債である臨時財政対策債などを合わせまして、34億6,550万円の予算計上であります。一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定めております。

なお、「第2表地方債」は歳入の市債で説明いたしました起債の目的により、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

以上が、平成19年度一般会計当初予算の主な内容であります。

続きまして、議案第29号、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出予算総額は36億5,210万円で、前年度対比16.4%増であります。

歳出の主な内容といたしまして、保険給付費23億3,430万円、老人保健拠出金6億3,112万8,000円、介護納付金1億9,121万6,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、国民健康保険税で10億2,045万5,000円を計上いたしております。国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金、財政調整交付金で9億3,871万9,000円を計上いたしております。

一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めております。

以上が、平成19年度国民健康保険事業特別会計予算の概要であります。

議案第30号、平成19年度南丹市老人保健事業特別会計予算の歳入歳出予算総額は41億9,910万円、前年度対比110万円の増であります。

歳出の主な内容といたしまして、医療諸費41億8,960万円を計上いたしております。

ます。

歳入につきましては、支払基金交付金21億4,209万円、国庫支出金13億6,383万4,000円、府支出金につきましては3億4,095万9,000円を計上いたしております。

一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めております。

以上が、平成19年度老人保健事業特別会計予算の概要であります。

議案第31号、平成19年度南丹市介護保険事業特別会計予算の歳入歳出予算総額は28億8,900万円、前年度対比6.1%増であります。

歳出の主な内容といたしまして、保険給付費におきまして27億2,960万円、地域支援事業費におきまして6,917万6,000円を計上いたしております。

歳入の主なものといたしまして、介護保険料5億5,273万8,000円、支払基金交付金につきましては8億5,205万円を計上いたしております。

一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めております。

以上が、平成19年度介護保険事業特別会計予算の概要であります。

次に、議案第32号、平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計予算の歳入歳出予算総額は5,150万円、前年度対比12.9%増であります。

歳出の主な内容といたしまして、事業費4,128万6,000円を計上いたしております。

歳入の主なものといたしまして、事業収入1,920万円、一般会計繰入金2,829万8,000円を計上いたしております。

一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めております。

以上が、平成19年度市営バス運行事業特別会計予算の概要であります。

議案第33号、平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出予算総額は10億2,050万円、前年度対比35.5%減であります。

歳出の主な内容といたしまして、事業推進費3億4,620万円、公債費3億4,654万1,000円を計上いたしております。

歳入では、使用料及び手数料3億6,745万円、水道改良に係る国庫補助金5,906万7,000円、繰入金2億1,845万円を計上いたしております。市債は簡易水道事業債を2億5,220万円計上いたしております。

「第2表地方債」は起債の目的により、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めております。

以上が、平成19年度簡易水道事業特別会計予算の概要であります。

議案第34号、平成19年度南丹市下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算総額は32億9,900万円、前年度対比7.1%減であります。

歳出の主な内容といたしまして、総務費においては公共下水道施設をはじめとした施

設管理経費として、6億2,433万8,000円、事業費においては下水道の整備費8億5,578万8,000円を計上いたしております。

歳入予算につきましては、下水道建設に係る国庫支出金2億2,915万円、一般会計繰入金16億1,053万2,000円、下水道事業基金繰入金2億100万円、下水道事業債7億870万円を計上いたしております。

「第2表地方債」は起債の目的により、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

一時借入金の借入れの最高額は15億円と定めております。

以上が、平成19年度下水道事業特別会計予算の概要であります。

議案第35号、平成19年度南丹市商品券事業特別会計予算の歳入歳出予算総額は3,630万円、前年度対比13.2%減であります。

歳出の主な内容といたしまして、商品券事業として3,600万円。

歳入予算につきましては、これに伴う商品券売払収入3,500万円を計上いたしております。

以上が、平成19年度商品券事業特別会計予算の概要であります。

議案第36号、平成19年度土地取得事業特別会計予算の歳入歳出予算総額は6億30万円、前年度対比199.7%増であります。

歳出の主な内容といたしまして、事業費として用地取得費6億円を計上いたしております。

歳入につきましては財産収入として、土地建物売払い収入6億円を計上いたしております。

以上が、平成19年度南丹市土地取得事業特別会計予算の概要であります。

次に、議案第37号、平成19年度京都府南丹市上水道事業会計予算の予算規模は8億6,956万1,000円、前年度対比24.1%減であります。

それでは主な内容について、ご説明申し上げます。

まず、3条収入の第1款事業収益は、第1項営業収益4億3,130万7,000円、第2項営業外収益493万円を計上いたしております。

次に、3条支出の第1款事業費用は、第1項営業費用3億5,178万1,000円、第2項営業外費用6,134万5,000円、第3項予備費100万円を計上いたしております。

次に4条収入の第1款資本的収入は、第1項分担金2億3,645万4,000円、第2項出資金181万8,000円を計上いたしております。

次に4条支出の第1款資本的支出は、第1項建設改良費3億8,353万3,000円、第2項企業債償還金7,190万2,000円を計上いたしております。これにより、第4条資本的収入及び支出においては、収支差引2億1,716万3,000円の収入不足となるため、減債積立金取崩し3,595万1,000円、当年度分損益勘定

留保資金1億8,121万2,000円で補てんしようとするものであります。

次に第5条継続費では、総額を14億181万3,000円とし、対象年度を平成17年度から平成21年度と定めております。

次に第6条一時借入金では、限度額を1億円と定めております。

以上が、平成19年度上水道事業会計予算の概要であります。

今議会におきましては、以上のような条例、予算案等を提出させていただいておりますが、交付税、補助金等の先行きも不透明であり、誠に厳しい状況のもと、今後、昨年末に決定いたしました行政改革大綱を早期に具現化することにより、効率よい予算執行に努力をいたしてまいり所存であります。

何とぞ慎重ご審議をいただき、可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(高橋 芳治君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、3月7日午前10時より再開して、一般質問(代表)を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞でした。

午前10時56分散会
